

グループ通算制度における 投資簿価修正の改正の留意点

Issue 124, July 2020

In brief

現行の連結納税制度は、グループ全体を一つの納税主体と捉えて課税する制度であり、企業が効率的にグループ経営を行えるメリットがあるものの、税額の計算が煩雑である等の指摘もあり、制度を選択していない企業グループも多く存在していることから、企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しして、企業の国際的な競争力の維持・強化を図るため、2020年度(令和2年度)税制改正において、制度の簡素化等の見直しが行われました。

これによって、企業グループ全体を一つの納税単位としている現行制度が、令和4年4月1日以後開始事業年度より、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組みである「グループ通算制度」に移行することとされました。

グループ通算制度への移行により、現行の連結納税制度に対して、さまざまな改正が行われています。グループ通算制度からの離脱時における投資簿価修正の方法についても改正が行われており、令和2年6月26日に公布されたグループ通算制度に係る政令により、その詳細が明らかとなりました。

グループ通算制度において通算子法人の株式を譲渡することとなる場合には、取得価額にかかわらず、その通算子法人の税務上の簿価純資産価額を基準として譲渡損益が計算されることとされ、いわゆる買収プレミアム相当については、株式の譲渡時の譲渡原価を構成しないため、単体納税や従来の連結納税のケースと比べ多額の譲渡益が認識される場合も想定されます。

このため、今後グループ通算制度への移行、あるいは、導入を検討される企業においてはM&Aを検討する際に、当該改正の影響について留意する必要があります。

In detail

1. 連結納税制度(現行制度)における投資簿価修正の概要

連結納税の下で、益金または損金とされた連結子法人の所得または欠損について、その連結子法人株式の譲渡益または譲渡損についても益金または損金とすることになると、その連結子法人で生じた所得または欠損について、二重課税または二重控除が生じてしまうことから、その連結子法人の株式について譲渡を行うこととなる等、一定の場合においては、その連結子法人の株式を有する全ての連結法人は、当該譲渡等の処理に先立ち、その連結子法人株式の帳簿価額の修正と自己の利益積立金額を調整する、いわゆる「投資簿価修正」を行うこととされています。

投資簿価修正額は、上記の二重課税または二重控除を防止する観点から、連結子法人の株式について譲渡を行う場合には、その連結子法人の連結納税加入期間中の連結個別利益積立金額の増減額に、適格合

併等により他の連結法人から引き継いだ利益積立金額および適格分割により他の連結法人に引き継いだ利益積立金額に係る一定の調整を加えた額とされています。

2. グループ通算制度における投資簿価修正の改正点

現行の連結納税制度における投資簿価修正によると、利益や損失の二重課税、二重控除が生じる可能性があることへの問題意識や、計算、実務の処理が煩雑であるという指摘を踏まえて、グループ通算制度においての投資簿価修正に関する改正が行われています。

グループ通算制度の下では、通算子法人が通算グループから離脱することとなる場合には、その通算子法人の株式の帳簿価額について、直前の帳簿価額に対して下記の簿価純資産不足額を加算し、または、簿価純資産超過額を減算した金額に修正することとされました。

簿価純資産不足額:

対象となる通算子法人の株式の帳簿価額が、その簿価純資産価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額にその通算子法人の株式を有する通算法人の保有割合を乗じた金額

簿価純資産超過額:

対象となる通算子法人の株式の帳簿価額が、その簿価純資産価額を超える場合におけるその超える部分の金額にその通算子法人の株式を有する通算法人の保有割合を乗じた金額

簿価純資産価額:

対象となる通算子法人の離脱の日の前日の属する事業年度終了の時に於いて有する資産の帳簿価額の合計額から負債(新株予約権に係る義務を含む)の帳簿価額の合計額を減算した金額

すなわち、通算子法人の株式を譲渡することとなる場合、その通算子法人の株式を有する全ての通算法人は、取得価額にかかわらず、その通算子法人の税務上の簿価純資産価額に株式の保有割合を乗じた金額を譲渡原価として、その譲渡損益を計算することとなります。

3. 設例

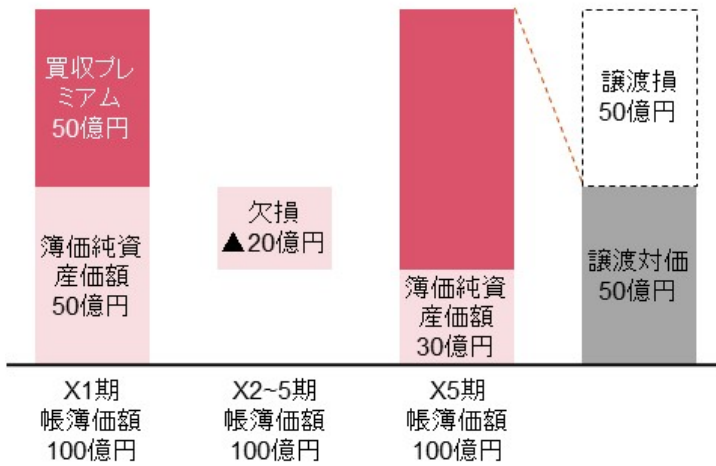
特に買収プレミアム付きで取得した子法人の株式を譲渡するケースでは、本改正により重要な影響が生じる可能性があるため、下記の設例で、単体納税、現行の連結納税、グループ通算制度のそれぞれの場合における子法人株式の譲渡損益の計算を比較します。

(前提事項)

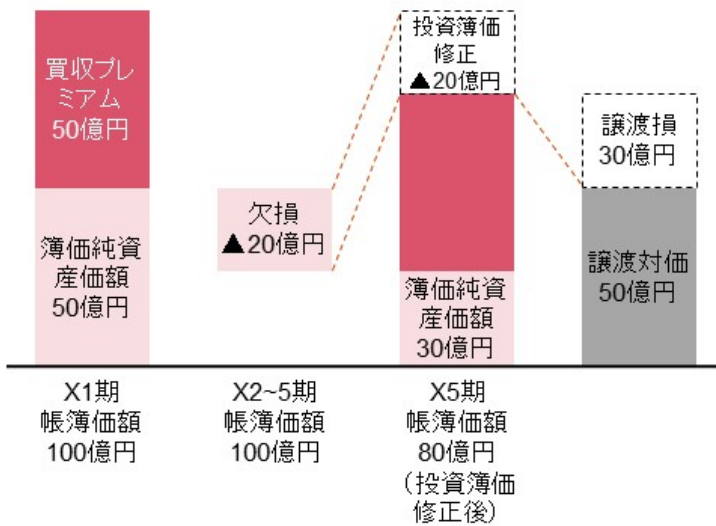
- X1 期に A 社が B 社の 100% 株式を 100 億円で取得
(買収時の B 社の簿価純資産価額 50 億円、買収プレミアム相当額 50 億円)
- X2-5 期に B 社で 20 億円の欠損が生じた
(連結納税、グループ通算制度の場合には、A 社の所得と相殺)
- X5 期に A 社が B 社の 100% 株式を資本関係のない C 社に 50 億円で売却

Transaction M&A News

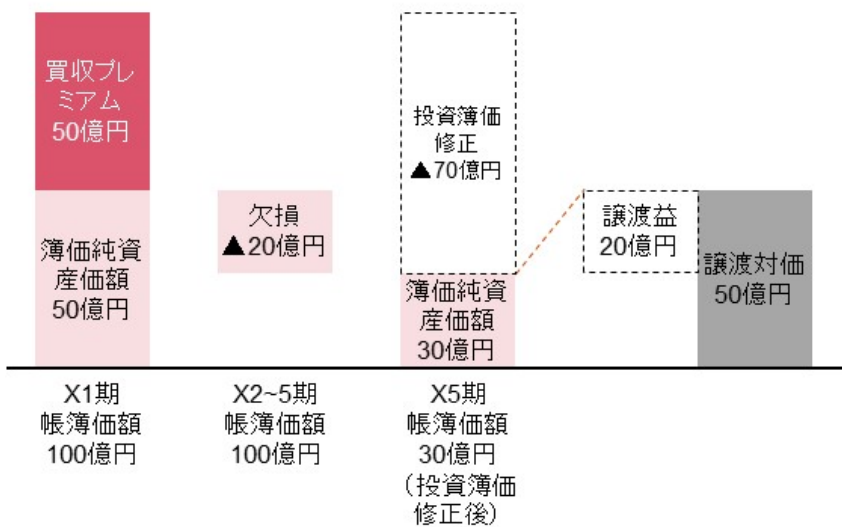
単体納税の場合:



連結納税の場合:



グループ通算制度の場合:



4. 本改正による留意点

M&Aの場面では、買収対象企業の簿価純資産価額を超える金額、すなわち、いわゆる買収プレミアムの付いた金額で取引が行われることが一般的と考えられます。しかしながら、グループ通算制度への移行後は、上記の通りこの買収プレミアム相当が、通算子法人の株式の譲渡時に譲渡原価を構成しないこととなるため、将来の譲渡時に悪影響が想定される場合には、株式の100%を取得し、グループ通算制度に加入させることの影響を慎重に考慮する必要があると考えられます。

また、例えば、グループ通算制度への移行後に通算子法人の事業のほとんど全てを譲渡する場合には、その通算子法人の株式を譲渡するか、あるいは、会社分割等により事業を譲渡するかにより課税関係が異なることが想定されます。

いずれの場合でも、譲渡対価の額と通算子法人の簿価純資産価額との差額により売り手における譲渡損益が計算されますが、会社分割等による譲渡の場合には、分割承継法人等の譲受法人側で税務上ののれん相当である資産調整勘定が認識される可能性があります。この資産調整勘定の将来の損金算入による税効果を買手との交渉における譲渡対価の加算要素として考慮できる可能性もあるため、事前の検討によりその影響を把握しておくことも一案と考えられます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル 15階

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
清宮 陽二

ディレクター
八木 叔恵

シニアマネージャー
田中 拓

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.